

第 5 部 複合災害対策

第1章 複合災害対策

第1節 複合災害への対策

第1項 防災・減災重点目標

【現在の状態】

- ・ 風水害と地震等、組み合わせが多岐にわたる複合災害では、単独の災害と比べて被害が拡大する可能性が高まるため、県民を複合災害から守るための備えをさらに強化する必要がある。



【この計画がめざす状態】

- ・ 複合災害によるリスクを把握し、事前防災に取り組むとともに、発災後の応急対策に関して必要な体制を確立し、県民を守るための適切な行動をとる備えが進んでいる。

第2項 複合災害に備えた対策

■計画関係者共通事項

1 複合災害への対応

令和6年能登半島地震により被害のあった地域においては、復旧・復興に取り組む中、同年9月の記録的な大雨により大規模な被害が再び発生した。本県において、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫していること、気候変動による水害・土砂災害の発生頻度が高まっていることを踏まえると、「同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象(以下、「複合災害」という。)」である「複合災害」に備えておく必要がある。

複合災害は、想定される状況が多種多様であり、災害ごとの特性に応じた対応をできる限り円滑に行うことが基本であることから、災害ごとの対策等の充実を図るとともに、想定する複合災害を整理した上で対策を検討する必要がある。

このため、県及び市町、防災関係機関は、地震及び風水害などによる複合災害の発生に備え必要な体制を確立し、対策を講じていく。

(1) 災害の種類と想定される複合災害のパターン

複合災害は、同時又は連続して2以上の災害が発生するものであり、その災害の組み合わせや発生順序は多種多様であり、無数の組み合わせが存在する。

(災害の種類)

- ・ 地震・津波災害
- ・ 風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ・ 重大事故等（危険物施設事故、航空機・列車事故、大規模火災、林野火災等）

(複合災害の例)

例①	
先発災害	巨大地震が発生
後発災害	大型台風が直撃
影 響	先発災害で海岸・河川堤防、水門、砂防施設等に甚大な被害が生じ、著しく機能低下するとともに、地盤が脆弱になっている中、後発災害が発生することで、高潮による浸水や河川氾濫、土砂災害等が想定を超える規模で発生し、甚大な被害をもたらす
例②	
先発災害	大型台風が直撃
後発災害	巨大地震が発生
影 響	先発災害により海岸・河川堤防、水門、砂防施設等が損傷し、機能低下している中、後発災害が発生することで、津波や河川氾濫、土砂災害等が発生し、大きな被害をもたらす
例③	
先発災害	巨大地震が発生
後発災害	復旧・復興活動中に大型台風直撃
影 響	先発災害により被害を受け、復旧・復興に取り組む中、後発災害により甚大な被害が生じ、災害復旧・復興を大幅にやり直さなくてはならない状況になる
例④	
先発災害	巨大地震が発生
後発災害	巨大地震が発生
影 響	先発災害で海岸・河川堤防、水門、砂防施設等に甚大な被害が生じ、著しく機能低下するとともに、地盤が脆弱になっている中、後発災害が発生することで、かつてない規模の津波災害、家屋倒壊、土砂災害等が発生し、未曾有の被害をもたらす

第3項 後発災害に備えた事前防災

■県・市町が実施する対策

1 複合災害に対する対策

県・市町は、複合災害によるリスクを把握し、発災後の応急対策に関して必要な体制の確立に努めるとともに、市町においては、地域防災計画へ複合災害に対する対策を盛り込むよう努める。

対策を検討するにあたっては、先発災害後の復旧・復興活動中等に後発災害が発生した場合、再度救助・救急などの応急対策活動を行うこととなる複合災害固有の事態があることも想定する。

2 複合災害に関する知識の普及・啓発

複合災害が発生する可能性を認識するとともに、防災関係機関や県民が複合災害に関する正しい知識と危機意識を持ち、防災対策に取り組めるよう、ホームページ、SNS等のさまざまなツールを活用し、普及・啓発活動に努める。

3 訓練の実施

(1) 複合災害を想定した訓練の実施

防災体制の確立と防災業務関係者の対応力向上を図り、併せて県民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。訓練の実施については、「三重県地域防災計画一風水害等対策編一第2部第5章第6節 防災訓練の実施」及び「三重県地域防災計画一地震・津波対策編一第2部第5章第7節 防災訓練の実施」に準じる。

(2) 各種計画等の見直し

訓練の結果を踏まえて、地域防災計画等の見直しに努めることとする。

4 防災体制の整備・強化

(1) 防災施設等の整備

単独の災害時には使用できる防災施設・各種拠点も、複合災害発生時には大きな被害を受け、使用できない可能性があることに留意し、あらかじめ代替となる複数の防災施設や拠点の確保に努める。

(2) 資源の配分

複合災害時にはそれぞれの災害に対して限られた要員・資機材を配分する必要があることから、平時から訓練等を通じて要員や資機材の配分調整を行うほか、あらかじめ外部からの支援を早期に要請することを定めておく。

(3) 水防体制の整備

先発災害により堤防等が損傷し、復旧に取り組む中、後発災害が発生することで氾濫危険水位等の基準に達しなくても破堤や浸水被害が発生する可能性があることから、目安となる基準を引き下げた運用を検討するよう、日頃から被害拡大防止のための手法や体制の確立に努める。

(4) その他

三重県地域防災計画—風水害等対策編—第2部第5章第1節 災害対策機能の整備及び確保」及び「三重県地域防災計画—地震・津波対策編—第2部第5章第1節 災害対策機能の整備及び確保」に準じる。

5 非常時情報通信施設・設備の整備

(1) 情報通信施設・設備の多ルート化及び二重化

先発災害により施設や設備が被害を受け、復旧に取り組む中、後発災害が発生することにより情報通信施設や設備が使用できない場合を想定し、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化や関連設備の二重化等を行うなど、複合災害発生時においても確実に情報収集・連絡体制を確保できるよう努める。

(2) その他

「三重県地域防災計画—風水害等対策編—第2部第5章第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保」及び「三重県地域防災計画—地震・津波対策編—第2部第5章第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保」に準じる。

6 緊急輸送体制の整備

(1) 代替輸送ルートや輸送手段の検討

先発災害による道路損傷や土石流等により緊急輸送道路等が被害を受け、復旧に取り組む中、後発災害が発生することにより緊急輸送道路等が使用できない場合を想定し、あらかじめ代替輸送ルートや複数の輸送手段を検討する。

また、海上輸送や空路輸送等も含めて関係機関と連携し、あらかじめ必要な体制の整備に努める。

(2) その他

「三重県地域防災計画—風水害等対策編—第2部第4章第1節 輸送体制の整備」及び「三重県地域防災計画—地震・津波対策編—第2部第4章第1節 輸送体制の整備」に準じる。

7 災害医療体制の整備

(1) 医療資源の配分

先発災害に多くの医療資源を投入している状況では、後発災害発生時に必要な医療資源を十分に配分できないおそれがあることに留意し、あらかじめ外部からの支援を早期に要請することを定めておく。

(2) 災害医療体制の整備

先発災害により広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）が被害をうけ、復旧に取り組む中、後発災害が発生することにより SCU が使用できない場合を想定し、あらかじめ代替場所を検討するなど、業務継続性の確保に努める。

(3) その他

「三重県地域防災計画―風水害等対策編―第2部第5章第3節 医療・救護体制及び機能の確保」及び「三重県地域防災計画―地震・津波対策編―第2部第5章第3節 医療・救護体制及び機能の確保」に準じる。

8 避難対策

(1) 代替避難所の確保

単独の災害時には使用できる避難所も、複合災害発生時には大きな被害を受け、使用できない可能性があることに留意し、市町はあらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路の確保に努める。

(2) 避難所の再配置

市町は、発災時に速やかに避難所の再配置を行うとともに、避難者を他の安全な避難所へ移動できるよう、取るべき措置をあらかじめ定めておくよう努める。

なお、各市町の避難所の受入れ可能数を事前避難者の数が超過する等、市町域を越える広域避難を実施する必要がある場合、県、市町が調整し、広域避難を実施することを想定しておく。

(3) その他

「三重県地域防災計画―風水害等対策編―第2部第2章第1節 避難対策等の推進」及び「三重県地域防災計画―地震・津波対策編―第2部第2章第1節 避難対策等の推進」に準じる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

<ライフライン事業者・自衛隊・海上保安庁等が実施する対策>

1 複合災害に対する対策

複合災害によるリスクを把握し、発災後の応急対策・復旧に関して必要な体制の確立に努めるとともに、防災計画や事業継続計画（BCP）へ複合災害に対する対策を盛り込むよう努める。

対策を検討するにあたっては、先発災害後の復旧・復興活動中等に後発災害が発生した場合、再度救助・救急や応急復旧などの応急対策活動を行うこととなる複合災害固有の事態があることも想定する。

2 防災体制の整備・強化

(1) 防災施設等の整備

単独の災害時には使用できる防災施設・各種拠点も、複合災害発生時には大きな被害を受け、使用できない可能性があることに留意し、あらかじめ代替となる複数の防災施設や拠点の確保に努める。

(2) 資源の配分

複合災害時にはそれぞれの災害に対して限られた要員・資機材を配分する必要があることから、平時から訓練等を通じて要員や資機材の配分調整を行うほか、あらかじめ外部からの支援を早期に要請することを定めておく。

(3) その他

「三重県地域防災計画—風水害等対策編—第2部第5章第1節 災害対策機能の整備及び確保」及び「三重県地域防災計画—地震・津波対策編—第2部第5章第1節 災害対策機能の整備及び確保」に準じる。

3 非常時情報通信の整備

(1) 情報通信施設・設備の多ルート化及び二重化

先発災害により施設や設備が被害を受け、復旧に取り組む中、後発災害が発生することにより施設や設備が使用できない場合を想定し、伝送路の多ルート化や関連設備の二重化等を行うなど、複合災害発生時においても確実に情報収集・連絡体制を確保できるよう努める。

(2) その他

「三重県地域防災計画—風水害等対策編—第2部第5章第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保」及び「三重県地域防災計画—地震・津波対策編—第2部第5章第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保」に準じる。

■県民が実施する対策

1 防災対策の推進

複合災害が発生する可能性を認識するとともに、複合災害に関する正しい知識と危機意識を持ち、防災対策に取り組めるよう学習に努める。

また、複合災害では、単独の災害と比べて被害が拡大する可能性が高まることから、あらかじめ市町が提供する洪水ハザードマップや土砂災害警戒区域マップ等を確認するなど、情報収集に努める。

さらに、複合災害に対して、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助を強化するとともに、その備えを定期的に確認するよう努める。

(1) 生活必需品の備蓄

各家庭において、3日分以上の食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄、非常持ち出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の常備等の対策を図り、発災後、支援があるまでの間、自らの命を自らで守るための備えに努める。

(2) 防災気象情報等の活用

複合災害への対処として有効な県や市町が発信する防災関連情報や気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、発災時には不要不急の外出を避け、川・崖・低地など危険な場所に近づかないなどの自らの身を守るための行動を学習するよう努める。

(3) 避難対策

あらかじめ避難場所を確認するほか、被災状況に応じて速やかに避難できるよう、自らの命を

守るために必要な情報を整理しておく。

(4) その他

「三重県地域防災計画—風水害等対策編—第2部第1章第1節 県民や地域の防災対策の促進」及び「三重県地域防災計画—地震・津波対策編—第2部第1章第1節 県民や地域の防災対策の促進」に準じる。

■企業・事業所が実施する対策

1 複合災害に対する対策

複合災害によるリスクを把握し、発災後の応急対策に関して必要な体制の確立に努めるとともに、防災計画や事業継続計画（BCP）等へ複合災害に対する対策を盛り込むよう努める。

また、複合災害時に顧客・従業員等の安全確保を図り、被災による生産機能の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、災害予防・減災対策に努める。

(1) 複合災害に関する知識の普及・啓発

各企業・事業所において、複合災害が発生する可能性を認識するとともに、複合災害に関する正しい知識と危機意識を持ち、防災対策に取り組めるよう従業員等に対して教育・啓発の実施に努める。

(2) 企業・事業所内の安全確保及び備蓄・資機材の確保

事業所等の耐震化、暴風対策や浸水対策等の安全性確保のための取組を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材の整備に努める。

(3) 防災気象情報等の活用

複合災害への対処として有効な県や市町が発信する防災関連情報や気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報などの活用方法を従業員に周知するよう努める。

また、発災時には不要不急の外出を避け、川・崖・低地など危険な場所に近づかないなどの自らの身を守るための行動を学習するよう従業員に対して周知する。

(4) 避難対策

あらかじめ避難場所を確認するほか、被災状況に応じて速やかに避難するために必要な情報を整理しておくよう、従業員に対して周知する。

(5) その他

「三重県地域防災計画—風水害等対策編—第2部第1章第5節 企業・事業所の防災対策の促進」及び「三重県地域防災計画—地震・津波対策編—第2部第1章第5節 企業・事業所の防災対策の促進」に準じる。

第4項 先発災害発生後及び後発災害発生後の対策

■県・市町が実施する対策

実施する対策は、「三重県地域防災計画―風水害等対策編―第4部 発災後の応急対策」、「三重県地域防災計画―地震・津波対策編―第5部第1章 複合災害対策」、及び「三重県地域防災計画―地震・津波対策編―第3部発災後対策」に準じる。

特に災害発生時には、公共施設等の緊急点検・巡視を実施し、被害状況を把握するとともに、被害を受けている場合は応急対策を実施するなど、次の災害に備えた対策を実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜ライフライン事業者・自衛隊・海上保安庁等が実施する対策＞

「三重県地域防災計画―風水害等対策編―第5部第1章 複合災害対策」、「三重県地域防災計画―風水害等対策編―第5部第1章 複合災害対策」、「三重県地域防災計画―風水害等対策編―第4部 発災後の応急対策」及び「三重県地域防災計画―地震・津波対策編―第3部 発災後対策」に準じる。

第5項 複合災害からの復旧・復興対策

■県・市町が実施する対策

「三重県地域防災計画―風水害等対策編―第4部 復旧・復興対策」及び「三重県地域防災計画―地震・津波対策編―第5部 被災者支援・復旧対策」に準じる。

■県民が実施する対策

「三重県地域防災計画―風水害等対策編―第5部 被災者支援・復旧対策」及び「三重県地域防災計画―地震・津波対策編―第4部 復旧・復興対策」に準じる。

■企業・事業者が実施する対策

「三重県地域防災計画―風水害等対策編―第5部 被災者支援・復旧対策」及び「三重県地域防災計画―地震・津波対策編―第4部 復旧・復興対策」に準じる。

三重県地域防災計画

―地震・津波災害対策編―

令和8年3月発行

三重県防災会議

(三重県防災対策部 災害対策推進課)

〒514-8570 津市広明町13

電話 059-224-2189

E-Mail staisaku@pref.mie.lg.jp

<http://www.bosaimie.jp/>